

# 運営の基準等について

平成30年4月6日（金）・11日（水）

練馬区 福祉部

障害者サービス調整担当課 事業者支援係

# 運営に関する基準①

## 虐待防止のための措置

- ・体制の整備（虐待防止委員会の設置等）
- ・人権意識、知識や技術的向上のための研修
- ・具体的な取組（日常的な支援場面の把握等）

## < 体制整備 >

- ・ 運営規程への定めと職員への周知
- ・ 虐待防止委員会を設置する等の体制整備

## <研修の実施>

### 考えられる研修の種類

- ①虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ②職員のメンタルヘルスのための研修
- ③支援のため知識と技術を獲得するための研修
- ④事例検討
- ⑤利用者等を対象とした研修

## < 具体的な取組 >

- 日常的な支援場面等の把握
- 風通しの良い職場づくり

# 運営に関する基準②

## 【内容および手続きの説明、同意】

### <重要事項説明書>

事業者は、利用の申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得なければならない。

## < 重要事項説明書 >

### ▼作成の目的

サービス提供の開始にあたり、運営の概要等について、あらかじめ利用申込者に分りやすい説明を行うため

### ▼記載項目

運営規程の概要・従業員の勤務体制・事故発生時の対応・苦情処理の体制・利用料金等

### ▼作成上の注意点

運営規程の内容と合致していること  
利用申込者の同意の署名または押印を得ていること  
利用料金や苦情対応について詳細な説明があること

## <重要事項説明書の指摘事項例>

- ・ 苦情窓口の説明が不十分。

⇒以下の3か所を記載してください。

(1) 事業所対応窓口

(2) 市区町村の窓口

練馬区保健福祉サービス苦情調整委員事務局

受付時間 月～金 8:30～17:15 (祝休日除く)

電話 03-3993-1344

(3) 東京都社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委

員会事務局

受付時間 月～金 9:00～17:00 (祝休日除く)

電話 03-5283-7020

## < 契約書 >

### ▼作成の目的

当事者間における合意事項を書面化するため

### ▼記載項目

経営者の名称・主たる事務所所在地・サービス提供内容・  
利用者が支払うべき額に関する事項・サービス提供開始  
日・苦情受付窓口

### ▼作成上の注意点

- ・ 契約は事業者（法人代表）と利用者であること
- ・ 利用者が支払うべき額が重要事項説明書と一致していること
- ・ 制度部分は障害者総合支援法上の文言で記載すること

## < 契約書の指摘事項例 >

- 重要事項説明書と契約書について一括して同意を得ている。
  - ⇒それぞれ文書の役割が異なるため、重要事項説明書と契約書は別々に利用者から同意を得てください。
- 事業所の管理者名で利用契約を締結している。
  - ⇒契約は、利用者と事業者（法人代表）が行います。

## < 契約の順序 >

1 重要事項説明書で十分な説明を行う



2 説明について利用者から同意を得る



3 利用契約を行う

# 運営に関する基準③

## 【受給資格の確認】

事業者は、サービス提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。

## < 受給資格の確認の指摘事項例 >

- ・ 受給者証の更新後に、最新の受給者証により、支給決定の内容（有効期間、支給量等）を確認していない。

⇒ 受給者証が更新された場合には、最新の支給決定内容を確認し、再度、必要事項を確認してください。

支給決定量をオーバーして契約していたケースがありました。

# 運営に関する基準④

## 【契約支給量等の記載】

事業者は、契約時には、受給者証に必要事項を記載しなければならない。

### ▼記載事項

- ・ 契約事業者
- ・ 事業所の名称
- ・ 障害福祉サービスの内容
- ・ 契約支給量
- ・ 契約日（契約終了時は終了年月日）

※随時、確認できるように、受給者証の写しを保管してください。

## < 契約支給量等の記載の指摘事項例 >

- ・ 契約終了時に、受給者証に必要事項を記載していない。

⇒ 契約終了時には、受給者証に終了年月日（月途中の終了の場合は当該月の既提供サービス量も）を記載してください。

# 運営に関する基準⑤

## 【給付費の額に係る通知について】

事業者は、法廷代理受領により区市町村から介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、給付費の額を通知しなければならない。

給付費の支給を受けた後、利用者に通知してください。  
額の内訳についても示すよう努めてください。

# 運営に関する基準⑤

## 【変更の届け出について】

当該指定に係るサービス事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更あったとき、又は休止した事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

⇒東京都への「変更届」の提出が必要。